

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- …(保健医療局保健政策部国民健康保険課)…
- 保安林の指定予定(二件)……………
- …(産業労働局農林水産部森林課)…
- 保安林の指定実施要件の変更……………(同)…
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………
- …(建設局河川部指導調整課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…

### 告示

● 東京都告示第千六十八号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条  
 第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条  
 第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取  
 (以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会  
 の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対  
 し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と  
 なる処分についての利害関係を記した書面を提出してくだ  
 さい。

令和五年十月五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 公聴会を行う日時 令和五年十月十二日(木曜日)  
 午後二時から

二 公聴会を行う場所 東村山市立廻田公民館一階第一集  
 会室

三 書面の提出先 東村山市廻田町四丁目十九番地一  
 東京都多摩建築指導事務所建築指  
 導第二課日影規制・紛争調整担当  
 (東京都小平合同庁舎一階)  
 小平市花小金井一丁目六番二十号  
 電話〇四二(四六四)〇〇一〇

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号  
 所氏名 東京都

建築敷地 東村山市多摩湖町三丁目十八番八十二ほか  
 地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区  
 等 及び建築基準法第二十二条区域  
 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 増築  
 及び用途 公園施設(公園管理事  
 務所・親子体験施設、  
 倉庫・自動車庫、倉  
 庫及び公衆便所)

敷地面積 約二四〇、八五六  
 平方メートル  
 約二三五、五一〇平方  
 メートル

建築面積 約三三九平方メー 約六三二平方メー  
 トル (合計約九七一平方メ  
 ートル)

延べ面積 約二八二平方メー 約五六五平方メー  
 トル (合計約八四七平方メ  
 ートル)

構造及び 木造ほか 鉄骨造ほか  
 階数 地上一階 地上一階

高さ 九・九九メートル 六・九六メートルほか  
 ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

### 東京都告示第千六十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二  
 十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組  
 合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法  
 施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項  
 の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 変更事項

組合の地区に係る事項

#### 二 変更内容

組合の地区に宮崎県宮崎市を加える。

#### 三 規約の変更の認可の年月日

令和五年八月十日

### 東京都告示第千七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条  
 の規定により、次のように保安林の指定をする予定である

旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡檜原村字藤原九二三番イ・九二三八番二

(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二

第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和五年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市戸倉字盆堀東峯一五〇二番口、一五〇三番、一五〇四番一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二

第二項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市高尾町二五七三番(次の図に示す部分に限る。)、二五六九番、二五七〇番、二五七四番から二五

七八番まで

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市高尾町二五七三番(次の図に示す部分に限る。)、二五六九番、二五七〇番、二五七四番から二五

七八番まで

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成二十九年東京都告示第六十二号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、令和五年十月五日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

青梅市長淵一丁目地区(2)

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱九号及び標柱十五号から標柱二十二号までを順次結んだ線並びに平成二十九年東京都告示第六十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域(別図のとおり)

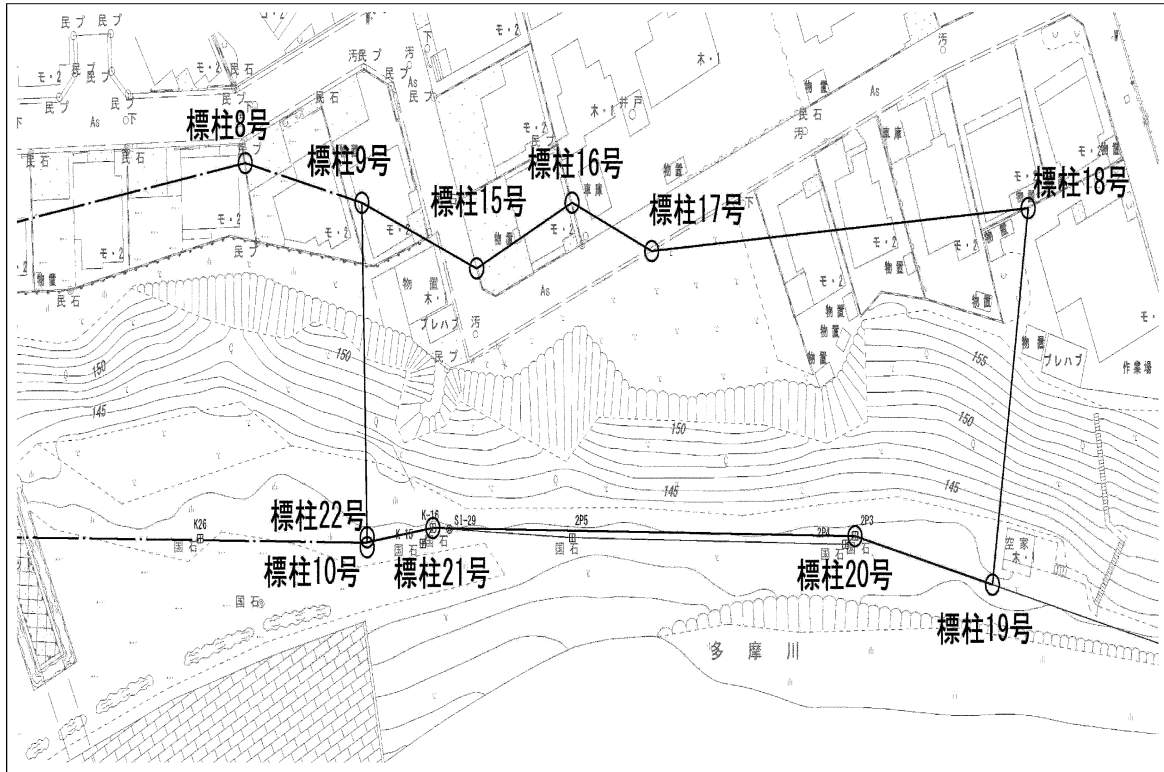
青梅市長淵一丁目

- 二一番七 九号
- 二二番六 十五号
- 二七番三 十六号
- 二五番五 十七号

- 二五番一〇 十八号
- 二五番一 十九号及び二十号
- 二一番二地先水路敷 二十一号
- 同市友田町五丁目 二十二号
- 三九九番一

別図

青梅市長淵一丁目地区(2) 急傾斜地崩壊危険区域  
 青梅市長淵一丁目及び同市友田町五丁目各地内



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年十月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 JIYUGAKA de ao ne
- 二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号
- 三 設置者名 イオンモール株式会社
- 四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 五 変更前の店舗名 (仮称) 自由が丘二丁目計画
- 六 変更後の店舗名 JIYUGAKA de ao ne
- 七 変更前の店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目二十七番一  
地 ほか八筆

八 変更後の店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号	九 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか未定	十 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか十四名	十一 変更日 令和五年十月二十日ほか	十二 届出日 令和五年九月十四日	十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）	十四 縦覧期間 令和五年十月五日から令和六年二月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十五 縦覧時間

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

